

令和8年度福井県登録販売者試験実施要綱

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験を次のように実施する。

1 試験日時

令和8年8月30日（日） 正午から午後4時45分まで

2 試験場所

福井大学松岡キャンパス（吉田郡永平寺町松岡下合月23-3）

3 試験方法

筆記試験

4 試験項目

- （1）医薬品に共通する特性と基本的な知識
- （2）人体の働きと医薬品
- （3）主な医薬品とその作用
- （4）薬事に関する法規と制度
- （5）医薬品の適正使用と安全対策

5 受験申請書の配布

（1）配布期間

令和8年5月19日（火）から同年6月15日（月）までとする。なお、窓口での配布は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）とする。

（2）配布場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（以下、「医薬食品・衛生課」という。）および各県健康福祉センターの窓口とする。また、医薬食品・衛生課のホームページに受験申請書を掲載する。

なお、受験申請書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号およびあて先を明記した角型2号の返信用封筒（A4サイズの紙を折らずに入れられるサイズ）に180円切手（速達希望は480円切手）を貼って同封すること。

6 受験手続

登録販売者試験を受けようとする者は、受験申請書（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）に次に掲げる写真を貼付の上、県内に在住する者（福井市を除く）は、当該住所を管轄する各県健康福祉センター、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに申請し、県外に在住する者は、医薬食品・衛生課に申請すること。郵送により提出する場合には必ず簡易書留または書留郵便によること。

電子申請により、受験手続を行う場合には、福井県電子申請サービスの登録販売者試験受験申請手続きにより受験申請すること。

(1) 写真 1葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさのもので、その裏面に氏名および生年月日を記入し、受験申請書の所定の欄に貼付すること。なお、電子申請時には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。）

7 受験手数料

受験手数料13,000円を、下記の（1）、（2）のいずれかの方法により納付すること。ただし、電子申請または県外に在住する者による窓口申請の場合には、（1）により納付すること。

(1) 福井県手数料納付システムによる納付

発番された申込番号（例：2620-0001-0001）を受験申請書に記載すること。また、電子申請においては、電子申請時に入力すること。

(2) 各県健康福祉センターの窓口でキャッシュレス決済による納付

8 受験申請書の提出期間

令和8年6月1日（月）午前8時30分から同年6月15日（月）午後5時15分までとする。なお、窓口申請での受付期間は、令和8年6月1日（月）午前8時30分から令和8年6月15日（月）午後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）とする。

また、郵送により提出する場合は、必ず簡易書留または書留郵便で行い、令和8年6月15日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付する。

10 合格者の発表

令和8年10月13日（火）午前10時から同年10月27日（火）午後5時15分までの期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および各県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、医薬食品・衛生課のホームページに掲載する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

11 合格通知書の交付

試験合格者には、登録販売者試験合格通知書を交付する。

12 試験結果の開示

本人の科目別得点および総合得点については、受験者本人に限り、次の手続きにより口頭で開示（簡易開示）を請求することができることとする。

(1) 開示の内容等

ア 口頭で開示を請求できる者

令和8年度福井県登録販売者試験受験者本人

イ 開示内容

本人の科目別得点および総合得点

ウ 開示期間

令和8年10月13日（火）から同年11月12日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）

エ 開示場所

福井県福井市大手3丁目17-1

医薬食品・衛生課内（福井県庁5階西側）

(2) 口頭による開示請求の手続き方法

上記開示期間中、午前8時30分から午後5時15分まで（合格発表日は午前10時から午後5時15分まで）の間に、請求者本人（代理人不可）が直接、受験票および本人が確認できるものを持参の上、医薬食品・衛生課で請求する。

上記の他、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、受験者本人に限り、書面で開示（本開示）を請求することができる。（郵送または電子申請による請求も可）

なお、書面での開示については、原則として開示の請求があった日から14日以内に決定し、書面（通知書）で通知する。ただし、期間内に決定することができない正当な理由があるときは、決定までの期間を延長することがある。

13 その他

受験手続きその他試験に関する問い合わせは、医薬食品・衛生課（電話：0776-20-0347）あてに行うこと。（対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。）